

第74回横浜市屋外広告物審議会 議事録	
日 時	令和7年2月28日（金）午前10時2分から11時55分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7
出席者	<p>委 員：泉 路代、内田 裕子、小泉 雅子、齋藤 和雄、高橋 晶子、田中 喜芳、中谷 忠宏、平野 周二 事務局：古檜山 匡和（都市整備局地域まちづくり部長）、 立石 孝司（都市整備局景観調整課長）、 山田 渚（都市整備局景観調整課景観調整係長） 事業者：株式会社横浜スタジアム、株式会社横浜DeNAベイスターズ【審議事項イ（ア）】 株式会社横浜スタジアム【審議事項イ（イ）】 関係局：本多 宏己（都市整備局臨海部活性化推進課担当係長）【審議事項イ（イ）】</p>
欠席者	委 員：木伏 慎治、向原 浩和
開催形態	一部公開（傍聴者：0人） ※審議事項イ（ア）のみ非公開
議 題	<p>1 審議事項 ア 役員の選出について イ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について (ア) 照明塔への屋外広告物の設置について (イ) 大型デジタルサイネージの設置について</p> <p>2 報告事項 ア 刑法の改正に伴う横浜市屋外広告物条例の改正について イ 令和6年度の啓発事業について</p>
決定事項	<p>1 審議事項ア ・小泉委員を会長、高橋委員を副会長に選出</p> <p>2 審議事項イ（ア） ・許可の特例として扱うことが適当と判断</p> <p>3 審議事項イ（イ） ・条件を附したうえで許可の特例として扱うことが適当と判断</p>
議 事	<p>（事務局）立石景観調整課長</p> <p>本日はお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。これより、第74回横浜市屋外広告物審議会を始めます。私は都市整備局景観調整課長の立石でございます。当審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに、3点ご確認いたします。</p> <p>1点目は配布資料についてです。</p> <p>お手元の資料ですが、まず、上から順に次第、委員名簿、席次表の3点です。次に、右上に「審議事項ア」と記載の1枚もの。続いて「審議事項イ（ア）」と記載のクリップ留め資料。さらに「審議事項イ（イ）」と記載のクリップ留め資料。最後に、「報告事項ア」「報告事項イ」と記載の1枚もの2点が続いております。ご確認いただけましたでしょうか。</p> <p>2点目ですが、本日の出席者、及びこの場においてご議論・ご発言される内容は、後日、議事録としてホームページで公開いたしますので、ご了承ください。また、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>3点目でございます。本日はハンドマイクを使用しますので、ご発言の際は、挙手のうえ、ハンドマイクを受け取っていただき、ご発言をお願いします。また、マイクは共用となりますので、委員の皆様におかれましては、マイクの受け渡しにご協力賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>本日は第35期横浜市屋外広告物審議会の第1回目の会議になります。委員の皆様は改選となっておりますが、第34期をお務めいただいたすべての委員の皆様に再任をお願いし、皆様にご了承をいただいております。</p>

改めまして、引き続き委員をお引き受けいただきましたことに御礼申し上げます。なお、皆様の名簿は資料2枚目に添付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、事務局を代表しまして、地域まちづくり部長の古檜山よりご挨拶申し上げます。

(事務局) 古檜山地域まちづくり部長

おはようございます。横浜市都市整備局地域まちづくり部長の古檜山でございます。私からも、引き続き委員をお引き受けいただきましたことに御礼申し上げます。今回は35期の第1回目ということで、振り返りますと、屋外広告物は横浜の都市の風致を形作っている、あるいは景観を形作っている重要な要素であると認識しております。また、昨年度の実績で申しますと、横浜市では2527件の許可を出しております。かなり多いかと思いますが、そんななかで落下などの事故は0件でございまして、普段は気付きにくいところではございますが、市民の方が安心して、安全にまちを歩ける、そんなことも下支えしている非常に重要な行政分野だと認識しております。そういった意味で、委員の皆様にもぜひさまざまご意見をいただきまして、私どもとしても、しっかりとこの分野を進めていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) 立石景観調整課長

それでは、審議に移りたいと思います。横浜市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に基づき、会議の議長は審議会の会長が務めることとされていますが、会長の選出は審議事項アで行いますので、それまでは私が進行を務めます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、会議の成立についてご報告いたします。

本日は、向原委員、木伏委員が欠席されるとの連絡をいたしておりますが、現時点で8名のご出席をいただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席によって、会議は成立しております。

■審議事項ア：役員の選出について

(事務局) 立石景観調整課長

それでは、次第の（2）審議事項ア「役員の選出について」に移ります。お手元の資料の4枚目、右上に「審議事項ア」と書かれている資料をご覧ください。

横浜市屋外広告物条例施行規則第30条第1項により、当審議会には、会長及び副会長各1名を置くこととなっております。任期が新たになりましたので、これより本任期中の会長と副会長を選出いたします。条例施行規則第30条第2項により、選出は委員の互選によることとなっておりますが、自薦、他薦、あるいはご意見がございましたらお願ひいたします。

(田中委員)

メンバーが全く変わらないということもありますので、個人的には前期会長さん、副会長さんに引き続きお願いしても良いかと思っているのですが、事務局のお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 立石景観調整課長

ありがとうございます。事務局としましても、前期に引き続きまして、会長は小泉委員、副会長は高橋委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) 立石景観調整課長

ありがとうございます。それでは、小泉委員に会長を、高橋委員に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、お二人はお席の移動をお願いいたします。

(小泉委員が会長席、高橋委員が副会長席に移動)

(事務局) 立石景観調整課長

ご移動ありがとうございます。ではここからは、小泉会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(小泉会長)

会長にご選出いただきました小泉です。前期同様、今期も皆様のご協力をいただきながら円滑に審議を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の審議事項に入る前に、会議の公開・非公開の是非について、委員の皆様にお諮りします。まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 立石景観調整課長

会議の公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条により、附属機関の長は、会議の一部または全部の非公開を決定することができるとされています。

これを踏まえまして、事務局より意見を申し上げます。

本日の審議事項イにつきまして、(ア) (イ) の2件の対象案件がございますが、このうち(ア)は一般公開前の情報を含んでおります。事前に公開された場合、想定している広告効果や利益が大きく損なわれるおそれがあることから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号アに規定する「申請者の利益を害するおそれのあるもの」に該当し、非開示情報として、非公開とすべきと考えます。

その他の審議事項・報告事項については、特に非公開とすべき内容はございません。

説明は以上でございます

(小泉会長)

ご説明ありがとうございます。ただいまの事務局の説明を受けまして、審議事項イ(ア)を非公開とし、それ以外については公開とすることにご意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、そのとおり取り扱いたいと思います。

■審議事項イ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(ア) 照明塔への屋外広告物の設置について

(小泉会長)

次第の(2)審議事項イ「横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について」の審議に移ります。説明者にお入りいただいてください。

(説明者入室)

(小泉会長)

本件は横浜市より当審議会へ諮問のあった案件です。まず、事務局より内容の説明をお願いします。

(事務局) 立石景観調整課長

それでは、審議事項イ(ア)「照明塔への屋外広告物の設置」について、担当の係長よりご説明いたします。

(事務局) 山田景観調整係長

景観調整係長の山田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。本日は申請者であります株式会社横浜スタジアム、そして株式会社横浜DeNAベイスターズの方にも同席いただいておりますが、ご説明は私からさせていただきます。右上に「審議事項イ(ア)」と書かれた紙が1枚目となっているクリップ留めの資料をご覧ください。

1枚目が概要と事務局意見となります。まず概要ですが、案件名は「照明塔への屋外広告物の設置」、申請者は株式会社横浜スタジアムです。設置場所は横浜市中区横浜公園、横浜スタジアムの照明塔です。設置期間は令和7年3月24日から11月30日まで、(プロ野球の)今シーズンということになります。壁面看板4基で、内容は横浜DeNAベイスターズの選手イラスト及びロゴ等です。こちらは毎年附議させていただいておりますが、照明塔が禁止物件に該当するため、特例許可に向けて、今シーズンの表示内容について附議するものでございます。

続いて、ホチキス留めの資料(審議事項イ(ア)申請者資料)をご覧ください。2ページ目、設置場所は照明塔で、このようなイメージとなっております。右上に位置図がありますが、(設置するのは)5号柱と6号柱の2本になっております。1本につき2面あることから、(各面1基で)全部で4基となっております。

おめくりいただきまして、今シーズンのビジュアル案です（3ページ）。昨年、日本一になられたということですけれども、今シーズンはイラストを中心としたビジュアル展開に挑戦されております。「横浜奪首」というスローガンを掲げたうえで、リーグ優勝・2年連続の日本一を本気で奪うという意気込みを表現するものとしまして、過去数年とは異なった表現、本気の気迫を表すことのできる表現ということで、イラストと写真を組み合わせて表現されたものです。おめくりいただきいて、5号柱になります（4ページ）。例年と変わらず、上下2面で1基の表現になっておりますが、こちらは宮崎選手と山本選手の2基。続いて、6号柱（5ページ）は、佐野選手とオースティン選手です。次のページ（6ページ）にまいります。周辺からの見え方のシミュレーションということで、それぞれ2方向から作られておりまして、次のページ（7ページ）が、遊具がある広場からの5号柱の見え方のイメージです。右側が実際に掲出した場合のシミュレーションになっています。スタジアム外周（の上端）とデッキの間（に収まる）といった見え方になっています。続きまして（8ページ）、5号柱の公園外＝日本大通り側からの見え方です。こちらは木がありまして、（掲出するビジュアルは）あまり視認できません。日本大通りは景観を重要視している場所ですので、（そこへの）影響は少ないということです。続いて、6号柱です（9ページ）。こちらは公園内からのイメージで、このようにデッキの上に出てくるという形です。最後のページ（10ページ）は、（ハマスタ入口）交差点の側からのイメージです。

では、1枚目の資料（事務局資料）にお戻りください。横浜市の考え方についてでございます。本市としましては、横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えております。

まず「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める」理由です。例年どおりでございますが、第3期横浜市スポーツ推進計画に基づき、本市が「大規模スポーツ施設を中心とした賑わいづくり」に取り組んでいます。また、株式会社横浜スタジアム、株式会社ディー・エヌ・エー、株式会社横浜DeNAベイスターズとの間で包括連携協定を締結しており、「地域経済活性化とまちづくりに関するここと」等において連携し協力する関係にございます。こういったことを基礎しながら、当該表示は来場者への高揚感の創出ですか、スポーツによる賑わい形成に資することから、当該広告物（の設置）には公益上の理由があると考えております。

次に、「景観を阻害しないと認められる」理由です。当該広告物の意匠は、例年と少し変化はありますけれども、基本的には選手のビジュアルをメインとするものであります。また、球団カラーである青を基調とし、白と青が基調色として使われている横浜スタジアムの壁面と調和するよう配慮されていると考えております。加えて、周辺の道路、特に日本大通り側から見た際に、設置場所が公園内の樹木によって遮蔽されていること、設置位置がデッキから横浜スタジアムの外壁の上端までということで、周囲との調和への配慮がなされているため、景観を阻害しないものであると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

（小泉会長）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いします。

（田中委員）

審議会の委員である前に、横浜DeNAベイスターズの熱烈なファンのひとりとして、今日もバッジを付けてまいりました。昨年の日本シリーズ優勝、まことにおめでとうございます。終わり良ければすべて良し、というわけではなく、今年はぜひリーグ優勝して日本一になっていただきたいです。それは余談として、事務局の考えにもあるように、地域経済活性化ということで、照明塔への設置が認められているわけですから、今年もぜひ地域経済活性化に協力をお願いしたいと思います。いただいた資料のデザインは特に問題ありません。毎年やっていることですから安全面も心配はしていません。繰り返すようですが、今年はぜひリーグ優勝してください。意見というよりはお願いになってしましましたが、よろしくお願ひします。

（小泉会長）

熱い想いをいただきましたが、事業者から何かございますか？

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

田中委員からは毎年叱咤激励をいただいていると思っておりまして、今年はどういうご意見をいただけるかなと楽しみにこの場にまいりました。私が関わってから4年になりますが、最初の年は最下位で、まさに叱咤激励をいただいたと思っておりまして、そこから2位、3位とAクラスに入って、今回ようやく日本一になれたので、喜んでいただけるのではないかと思ってここにまいりました。25年のスローガンが「横浜奪首」となっているとおり、我々も2つの優勝を目指して戦うということは決めていることですので、来年のこの場ではさらに喜んでいただけるのではないかと思っていますので、応援いただければありがとうございます。

(中谷委員)

日本一おめでとうございます。今年もおおいに期待していますのでよろしくお願ひいたします。

2つ質問があるんですけれども、まず、スライド（審議事項イ（ア）申請者資料）の3ページにイラストが6枚（6選手分）ございますが、5号柱・6号柱にかけられるのは4つということですが、これは（掲出期間中に）入れ替えるので6面を審議するということでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

照明柱だけではなく、街中のいろんなところにこれらのビジュアルが表示される計画があり、こちら（3ページ）のスライドは全体のデザインの方向性をお示しするものです。実際に（照明柱に）掲示するのは、以降のページにあります4名（のビジュアル）のみとなっています。

(中谷委員)

ありがとうございます。そうすると、牧選手と東投手は別のところに出されるということですね。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

そうですね。スタジアムですとレフト（側）エントランスに大きな2面があるんですけども、この2名の選手はそこに出る予定になっております。それにプラスして、街中ではいろいろな選手が出る予定です。

(中谷委員)

なるほど、ありがとうございます。賑やかな感じのもので、ファンとしては嬉しいと思います。

もう1点ですが、（申請者資料の）最初のページに「Strictly Confidential」とありまして、「多数の秘匿情報」と書いてございますが、秘匿（すべき）部分を教えていただければと思います。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

こういうビジュアルがますという情報が、まだ公表になっておりません。前後するかもしれません、3月17日あたりから街中で出ていきますので、それまでは秘匿情報として扱っていただければという趣旨でございます。

(中谷委員)

分かりました。ありがとうございます。

(小泉会長)

ありがとうございます。他にはご質問いかがでしょうか？

(高橋委員)

高橋です。（事業者資料の）3ページに「イラストを中心としたビジュアル」と書かれていて、「過去とは異なる変化」ということですが、写真とは違う、加工されているということですね。イラストというのは、雲みたいな部分だとか、演出としての線の部分に使っているということでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

ありがとうございます。少し話が脱線しますが、今回のビジュアルは大きく4つのシリーズがございまして、そのうちのひとつがこちら（事業者資料3ページのもの）で、照明柱にも出るという形になっています。

シリーズ全般でイラストの表現を使っているんですけども、この（照明柱にも使う）シリーズに関しては、写真とイラストを融合させたビジュアルを作っております。どの部分がイラストかというご質問ですが、実は、写真を基にして全部イラストで描いているというものです。3月に出た時にぜひ見ていただければと思いますが、よく見ると、全部絵になっております。一連のシリーズがイラストになっていて、ここは写真を加工したイラストになっているということです。

(高橋委員)

では、見れば分かるということですね。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

すみません、そういう言い方になってしまいますが、見ていただけだと、分かっていただけるかなと思っています。

(高橋委員)

そうすると、街中に展開すると言っていたビジュアルも同様に全部イラストベースなんですか。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

（テイストが）違う絵にはなっているんですが、イラストベースということに関してはそのとおりです。

(高橋委員)

楽しみにしております。

(小泉会長)

これからバリエーションも豊かに街中に展開されるということですね。他にはご質問いかがでしょうか？

(泉委員)

イラストベースのデザイン、楽しみしております。

（特例許可とする）理由のなかで、公益上の理由と、景観を阻害しないという部分で整理されているんですけども、横浜市屋外広告物条例の目的からすると、公衆に対する安全も当然に大事だと思います。素材についてのご質問になりますが、メッシャーター・ポリンということで、（表現は）イラストに変われど、素材は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

おっしゃるとおりです。

(泉委員)

昨年も1年間この素材で掲出して、風の強い日なども（安全上の）問題はなかったということでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

はい、そのとおりです。

(小泉会長)

素材についてご確認いただきましたが、他にご質問いかがでしょうか？よろしいでしょうか。

躍動感と勢いがあって、2025年シーズンの本気が伝わってくるデザインだなと個人的には思いました。他にご質問もないようですので、本件については、市の見解と同じく、許可の特例として扱うことが適当と判断するということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

(小泉会長)

それでは本件につきましては以上といたします。説明者の方はありがとうございました。

（説明者退室）

■審議事項イ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(イ) 大型デジタルサイネージの設置について

(小泉会長)

それでは、審議事項イ（イ）の審議に移ります。説明者の方にお入りいただいてください。

（説明者入室）

(小泉会長)

本件も横浜市より当審議会へ諮問のあった案件ですので、事務局より内容のご説明をお願いいたします。

(事務局) 山田景観調整係長

引き続きご説明差し上げます。審議事項イ（イ）「大型デジタルサイネージの設置」でございます。

本件は当審議会において初めて取り扱う案件となります。詳細につきましては後ほど申請者、また横浜市のまちづくり部署から説明いたしますが、まずは概要について私から説明させていただきたいと思います。

「審議事項イ（イ）」の冒頭にありますA4サイズ1枚の資料をご覧いただければと思います。

案件名は「大型デジタルサイネージの設置」、申請者は同じく株式会社横浜スタジアム、場所も同じく横浜スタジアムの、今度はレフトウィングということになります。文字だけですと分かりづらいので、資料をご覧いただきながらご説明いたします（申請者資料3ページを正面へ映写）。設置期間は令和8年11月1日からということで、少し先のものになります。令和8年のシーズン終了後に設置工事を開始する予定です。壁面看板ということで、タテ型が2面とヨコ型が2面の計4面。表示内容が連動する可能性がありますので、4面で1基という考え方になっております。表示内容につきまして、詳細は後ほどご説明しますけれども、横浜DeNAベイスターズの選手ですとか、プロ野球以外のイベントでも（会場として）使われておりますので、そういったイベントでも活用することを考えています。すべて映像装置となっております。タテ型については（同じ場所に）すでにシート貼りで選手の表示がされておりまして、そちらは（条例の基準である）壁面の（総面積に対して）10分の3以内で設置されています。ですが、映像装置は面積を4倍換算するという基準になっていることから、映像装置にすることで、タテ型が基準をオーバーしてしまうということが附議する理由の1点です。このエリアは映像装置を2階以下に設置するという基準になっておりまして、タテ型はそちらもオーバーすることから、2つの点で特例許可が必要となる案件です。また、細かい話ですけれども、（同一壁面の）既存の案内表示も巻き込まれて面積オーバーになってしまうため対象に入っておりますが、基本的には映像装置を付けることに関して、どのような影響があるかということについてお諮りしたいと思っております。

（資料の）裏面をご覧いただければと思います。本件も特例許可として取り扱うことが適当であると考えたうえでお諮りしているものではございますが、これまでの案件とは少し異なる部分があります。

1点目が、映像装置であるということです。先ほど（照明塔の案件）のように、こういったものを表示しますと決まっている状態でご審議いただくのが本来だと思うんですけれども、特に今回はイベントに応じて表示を切り替えていくことが魅力アップに寄与するということがあります。その度に特例許可を行うのは現実的ではないことから、表示する内容の基本的なルールと審査体制を作ることによって、その運用を前提に許可するということを考えております。

2点目は、詳細の設計と発注に時間がかかるということです。通常は許可基準が定まっていますので、それに基づいて設計されて、工事の直前に申請されるわけですけれども、特例許可ということで、定まった基準がないなかで、（許可の見通しが全くないまま）設計を進めるのは難しいという事情があります。また、表示内容についても、実際に表示するまで2年ほどありますので、これを表示しますというものを今の段階ではお示しできないという事情もございます。

このため、(本件については)二段階(の許可)を考えています。まず、工事着手(サイネージの設置)には許可が必要ですので、今回は表示の基本的な方針と目的についてご審議いただき、表示については制限を加える条件を付したうえで、設置についての許可をします。(設計・工事の間に)表示についてルールや体制の内容を詰めまして、表示を始める前にもう一度お諮りして、令和9年のシーズンから表示を始める(ことを許可する)という二段階で考えております。複雑で少し分かりにくいかと思いますが、そうしたことを前提に、説明いたしたいと思います。

ではまず、なぜこの映像装置が必要なのかについて、まちづくりの観点から、(市の)担当部署から説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

(関係局) 都市整備局臨海部活性化推進課

都市整備局臨海部活性化推進課の本多です。我々は、市庁舎が移転した後の閑内駅周辺地区の賑わい創出・活性化に向けて、横浜公園や公共空間を活用した取組を検討している部署です。お手元の補足資料「横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について」についてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただいて、まず1ページ目です。先ほど景観調整課から説明がありましたけれども、(スタジアムの)閑内駅側に選手の写真を2枚提出しているところに、デジタルサイネージ4面を設置して、スタジアムや公園の活用シーンに合わせた演出を行うなど、まちの魅力向上に資する取組を事業者さんから提案いただいているところです。

次ページ以降は、市庁舎の移転後、閑内駅周辺のまちづくりもいろいろと変わってきており、そちらについてご説明させていただきます。また、まちづくりの動きを踏まえて、公園の管理部署であるみどり環境局と協議しながら、横浜公園の今後の活用の考え方についてもまとめてきましたので、(併せて)ご説明させていただきます。

2ページですが、市庁舎移転を契機とした新しいまちづくりの方針として、令和2年1月に「閑内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」というものをまとめております。国際的な産学連携や、観光・集客をテーマとしたまちづくりを進めるなかで求められる機能のひとつとして、スポーツ・健康を掲げております。観光・集客については、高まる都心臨海部の観光ニーズを閑内駅周辺に引き込んで周辺と結ぶことで、閑内・閑外地区の回遊性を高めて商業需要の向上に繋げていきたいという点と、スポーツ・健康に関しては、やはり集客促進ですとか、地域経済の活性化を目指していくとともに、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進していくということで、まちの活性化を図りながら、スポーツ都市横浜の実現を目指していくということを、まちづくりのコンセプトとしてまとめております。閑内駅周辺地区のエリアを(図中の)赤枠で示していますけれども、閑内側は横浜公園、閑外側については文化体育館ですか、大通り公園の伊勢佐木長者町、そのあたりを閑内駅周辺地区として定めています。

おめくりいただいて3ページは、こういったコンセプトを基に現在進められている拠点整備についてです。左の真ん中の写真ですけれども、閑内駅前の旧市庁舎街区は、来年、令和8年春を開業予定しております。オフィスや大学、商業施設が入る予定です。左上の写真は、旧市庁舎街区の横の閑内駅前地区です。セルテがある場所ですけれども、こちらは2つの建物が令和11年度竣工予定です。こちらもオフィス、商業施設、一部ですが住宅機能も入るところです。右上は新たな教育センターということで、中華街へ繋がる部分ですけれども、横浜市の教育センターの機能が入った建物が令和11年7月に開業を予定しております。閑外側に行きますと、関東学院大学、横浜BUNTAI、横浜武道館。こちらは3施設ともすでにオープンしております。先ほどご説明したまちづくりのテーマを基に、こういったまちづくりが進んでいるところです。

おめくりいただいて4ページです。拠点整備に加えて、拠点間ですか、拠点と街中を繋ぐ回遊性強化に向けた取組を行っております。地図に黄色い線を引いておりますが、回遊デッキの整備を進めておりまして、

左上にパースも載せてていますけれども、旧市庁舎街区の開業と同時に、旧市庁舎街区から横浜スタジアムに繋がる歩行者デッキができたりですとか、横浜スタジアムから中華街方面に繋がるところにも、歩行者デッキの整備を検討しております。その他では、地図上で「2階レベル デッキで接続」と書かれているんですけれども、駅前に建つ3つの建物を2階レベルですっと歩けるようなデッキが整備されます。ですので、例えば関内駅を降りて、旧市庁舎街区に入って、2階に上がって、デッキを渡って、横浜スタジアムはすでに回遊デッキが整備されていますので、回遊デッキを渡って、中華街の方にまたデッキが繋がるという（ことも可能になります）。（これにより）関内駅から中華街方面に新たに来街者の流れができたりですか、また拠点整備によって今まで以上に来街者が増えてくると思います。

もうひとつ、説明が抜けておりましたが、水色の線ですね。この線はみなとみらい地区ですか、水際線と関内・関外エリアを結ぶ道路ですけれども、左上に「みなぶん再整備」とあります。既存の4車線を両側1車線ずつ潰して、一部を歩道空間にしたりですか、よりウォーカブルな空間に設えていくものです。

赤（の矢印）で動線を示していますけれども、おそらくいろいろな人の流れができるくると思われますので、まさに関内駅（周辺地区）が今後果たしていく役割は大きいのかなと思っています。

5ページは、エリアコンセプトプランを踏まえた拠点整備を進めるにあたっての機能の誘導や景観誘導についてまとめております。（このページでは）横浜公園について抜粋しておりますけれども、横浜公園も、周辺環境が変化していくなかで、そういうものと協調しながら、まちの賑わい創出に繋がるよう公園の魅力を高めていきましょうということを方針としております。景観については、関内駅周辺地区として非常に大事にしてきている部分ですので、関内地域の玄関口としての風格ある景観ですか、多くの人が賑わう魅力的な駅前空間を形成していきたいという点と、大通り公園から横浜公園、海沿いの山下公園へと繋がる「緑の軸線」と横浜市では定義していますけれども、魅力ある歩行者空間を形成していきたいということもあります。また、開港の地としての歴史性も大事であると考えています。こうしたことを景観形成上の要素としてしっかりと継承しながら、魅力を高めていかなければと考えております。

6ページでは、（ここまでご説明した）さまざまな変化が起きていることを踏まえて、横浜公園の魅力向上に向けた利用の考え方を整理しています。黒枠の部分ですけれども、横浜公園は開港以来の歴史と緑を感じさせるとともに、市街地における憩いと安らぎの場と、賑わい施設である球場が一体となって魅力を形成していることが特徴であると思っております。歴史性を継承しながら、豊かな緑を育てるとともに、先進的な施設を備えたスタジアムとして機能を向上させることで、相乗効果を高め、来街者を迎える新たな魅力創出を図っていかなければと思っております。地図では、（園内の）ゾーニングをお示ししております。青い部分は噴水があるところですけれども、「水の広場周辺」ということで、公園の景観を特徴づけるゆとりある空間を生かして、イベント等にも活用されているエリアです。緑の部分「日本大通り側」は、子どもの遊び場として遊具があったり、日本庭園を有する、都心部では非常に貴重なまとまりある緑の空間です。人々が憩い、楽しめる場であるとともに、都市防災など多面的な機能を発揮できるエリアになっています。黄色の部分は日本大通りに抜けっていく部分ですけれども、やはり景観が非常に重要な部分ですので、日本大通りと一体となった見通し眺望ですか、景観の調和を図っていきたいと思っております。紫の部分は、横浜スタジアムをぐるっと回っている回遊デッキですけれども、やはり公園と周辺のまちとを繋ぐ重要な動線ということで、新設されるデッキの整備に合わせて、地区の回遊性をしっかりと高めていきたいと思っています。

そして、今回デジタルサイネージを設置する赤の部分ですね。関内駅前側については、やはり来街者をしっかりとお出迎えする空間として演出していかなければと思っています。そのなかで、スタジアムの機能を向上させるとともに、まち全体の活性化に資する取組を進めるとしておりまして、我々としても、この部分にデジタルサイネージを設置することは、魅力向上に繋がるものであると考えております。

最後のページは、スタジアムの機能強化についてです。オリンピックの会場として選ばれてから、さまざまな機能強化を図ってきております。令和元年度は、ライトスタンド席・個室観覧席・屋上テラス席の増設。令和2年はレフトスタンドの増設、回遊デッキの整備と進めてきております。今後は、メインスコアボードの改修を予定しております。既存のスコアボードを少し拡張する形で、スタジアム内での演出をより高めていくということで、令和9年の整備を予定しております。こうした機能強化に統いて、レフトウィング側へのデジタルサイネージの設置を今回ご審議いただきます。

今回のサイネージ計画については、横浜市が掲げる関内駅周辺地区のまちづくり方針を基に、事業者さんに実施いただくものです。ここからは、事業者さんの方から、デジタルサイネージの計画内容について具体的にご説明させていただきます。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

本日はお時間をいただきありがとうございます。横浜市さんの説明に統いて、具体的にどのようなものを計画しているか、プロ野球とそれ以外の使われ方の想定というところのご説明と、表示するコンテンツに対して、どのような審査を行い、基準を設けるかという点をご説明します。また、先ほど基準を超えているという説明がありましたけども、そこに対してどのような検証を行っているかという点も最後に説明したいと考えております。

まず、概要になります（申請者資料 3ページ）。これまでの説明と重なるところではありますが、我々が（この計画で）大事にしているところは、今までのターポリンの（表示内容が固定された）ものだけではなくて、多様なシーンに合わせた演出ができることがサイネージの特徴だと捉えています。これによって魅力的な景観創造が実現できると考え、このような計画を立てております。ただし、やはり横浜公園という歴史ある場所ですので、横浜公園・横浜スタジアムらしい景観はしっかりと維持しつつ、まちが変わっていくところに合わせて、魅力創造や賑わい創出に寄与することを考えています。ただ、サイネージですので、さまざまなコンテンツが出ていくというところがあるので、そこはより厳しい独自の基準を定めて、かつしっかりと運用できるような自主審査会を設定することを考えています。詳細はこの後ご説明します。

（今回の計画の）目的として、我々としては4つ整理をしております。

1つ目です。横浜スタジアムはベイスターズの試合以外でも、（年間）100日程度はアマチュアスポーツ、アメフトであったり、高校野球であったり、少年サッカーであったりで使われております。そういうところに対しての、横浜スタジアム利用時の演出の強化というところが1つ目の目的と考えています。

2つ目が周辺地域・施設との連携です。関外側には BUNTAI もありますし、武道館もあります。そういうところでもプロバスケットボールやカーリングの試合が行われたりするんですけども、そこと連携した、まち全体を繋ぐような演出を目的の2つ目に掲げています。

3つ目は、先ほども挙がったオリンピックやパラリンピック、少し前にあったラグビーワールドカップ、今後予定されている GREEN×EXPO のような横浜市全域で盛り上げるプロジェクトに対しても、盛り上がっていき情勢に合わせて、我々も貢献できるのではないかと考えています。

加えて、先ほどから申し上げているとおり、この場所はこれまで非常に（景観が）大事にされてきた場所でもあるので、そこにふさわしい品格ある、（そのうえで）新しい「横浜市らしさ」にチャレンジするような、新たな景観演出を目的に考えております。

この4つの目的に対して、具体的にどのように考えているかをこの後ご説明していきます。その前に一点だけ挿む形になりますけれども、今回4面ということで、タテ型とヨコ型にそれぞれの役割を設けています（4ページ）。タテ型に関しては遠くからの視認性があるということで、横浜スタジアム・横浜公園の活動をより外に向けて発信する、象徴的な位置付けになるとと考えています。これは、（現状の）選手の肖像を貼っている部分の役割と同等かなと考えています。ヨコ型に関しては、横浜スタジアム・横浜公園のエントランス

として、よりウェルカム感を作っていくところになると思っています。今まで、スタジアム内で今日は何をやっているかを伝える手段を持てていなかつたんすけれども、サイネージを使うことで、それを公園利用者や来街者に伝えられるようになるのではないかと考えています。加えて、(設置・運用には)相応な投資も必要になることから、その原資となる第三者広告の掲出だったり、公共目的の情報発信ということもヨコ型で行いたいと考えております。(以上のように、)タテ型とヨコ型で、特徴や性質を分けて使っていきたいと考えているところです。

一例にはなりますが、具体的な使われ方についてご説明します。

1つ目は、市民利用・アマチュアスポーツの例になります(5ページ)。このペースでは、高校野球の決勝戦の場面を想定しています。神奈川県は高校野球が非常に盛り上がる、全国でも随一の場所ですが、例えばタテ型では高校野球のタイトルが表示されていて、その前ではたくさんの選手や親御さんたちが記念写真を撮るスポットになる(ことが想定されます)。ヨコ型に関しては、例えばその時の対戦カードを表示する。それによって、来街者にとっても選手たちにとっても盛り上がる場所になっていくのではないかと考えております。

次がプロ野球興行です(6ページ)。プロ野球興行に関しては、タテ型は基本的には選手になると想定しています。今は(同じ場所の装飾は)シートで貼っているので(1面に)1選手しか出せないですけれども、サイネージにすることで、例えば(試合前は)当日の先発投手が表示されて、(その後は)その日に活躍した選手だったり、3番4番バッターが表示されていたりといった、その日に合わせた演出ができると考えています。ヨコ型は、ベイスターズ×ジャイアンツであればそのチームのロゴであったり、試合内のイベントもいろいろ実施しているので、そういう情報もご提供できるのではないかと考えております。こういうシーンでは、タテ型に関しては少しモーションを付けて、選手が投げるシーンを作つたり、バッターがバット振る動きを付けることで、より大迫力な、驚きを与えられる、魅力的な景観を作るということに寄与できるかなと考えております。

続いて、周辺施設・地域イベントです(7ページ)。先ほどお話をしたような、例えばBUNTAIでバスケの試合が行われているところを想定いただければと思います。非常に重要な試合(が行われる場合)だと思うんですけども、そういう時に(タテ型で)選手の肖像、躍動しているシーン(を表示する)。例えば、(左側の面で)選手がシュートしたボールが右側のゴールに入るような、ユニークな演出もできるんじゃないかなと考えています。ヨコ型に関しては、その時に合わせて横浜公園内でバスケの体験イベントをやるようなこともあると思っていまして、そういう時にはそのイベント情報をヨコ型が表示する。それによって、横浜公園・スタジアムに遊びにきた人たちが「なんかイベントやってるんだ」と奥の方まで行ってみようということに繋がると思っていて、先ほどお話しした回遊性(の向上)にも貢献できるんじゃないかなと考えております。

続いて、市全域で盛り上げるプロジェクトです(8ページ)。このイメージでは、GREEN×EXPOを想定しています。ここではタテ型もヨコ型も含めて、キービジュアル、イベントを盛り上げるCM・メッセージ、(会期中には)来場者何万人(達成)ということが出てくると思うので、そのお祝いメッセージだったり、機運を盛り上げるような演出を、4面連動させたりすることで作れないかと考えています。これは、どんなイベントでもというわけではなくて、横浜市域全体でシティドレッシングが行われるような、非常に重要だったり、みんなで機運を盛り上げたいよねという思いがあるものに対して使っていきたいと考えております。

シーンとしては最後になります(9ページ)。こちらが通常時と言われているもので、スタジアムの中でもイベントや興行がなく、周辺でも特に何も予定されていないような、まち全体が穏やかな日常になっている時を想定しています。こういう時は、横浜スタジアムも創建から年数が経っているところもあるので、その歴史を紹介したり、横浜公園の歴史の紹介といった、この場所のプランディングだったり、魅力を発信するコンテンツを流すことで、穏やかながらも魅力ある演出に使うことを想定しております。

今ご説明したシーンに応じて、具体的にどのような状態になるかを表でまとめたものがこちら（10 ページ）です。違いとしては、左側の 3 つ（市民利用・アマチュアスポーツ、プロ野球興行・ライブ、周辺施設・地域イベント）に関しては、基本的にはヨコ型は動画、その他（右側の 2 つ）では静止画というのが大きく分かれているところです。音響に関しても、左側の 3 つはありますけれども、日常が静かなところ（右側の 2 つ）に関しては、原則は音響なしと想定しています。第三者広告に関しては、人が非常に多く集まって賑わいがより想定されるプロ野球興行・ライブやアマチュアスポーツといったところで、ヨコ型サイネージに限定して放映することを想定しています。周辺施設・地域イベントの時には、原則として掲出しないように考えております。表示時間…稼働時間と言った方がいいかもしれません…に関しては、基本的にはイベントが始まる 3 時間前ぐらいからだんだん人が集まつてくるので、だいたい 8 時ぐらいかなと想定していますが、そこから 23 時までを予定しています。ここはイベントによって、（例えば）高校野球は非常に早い時間から始まつたり、始発から皆さんいらっしゃるような形にもなったりするので、そういう時は前後する可能性はありますが、基本的には 8 時から 23 時を放映時間として想定しているところです。

続きまして、第三者広告も含めて、（サイネージで表示する）コンテンツをどのように審査するのかというお話になります。体制については、二段階で考えております（11 ページ・12 ページ）。まずはスタートする段階の初期体制です。さまざまな問題が発生してくると思うんですけど、それを解消していったうえで、将来目指す体制との二本立てになっています。

まず、初期体制についてです（11 ページ）。4 つのポイントを考えておりまして、横浜市さんに関しては、図に示しているような、自主審査会の中にオブザーバーとして参画いただきます。基本的には（サイネージで表示する）すべてのコンテンツを審査対象とする予定です。このフローで運用を始めますが、一度このルールでやったからこれでおしまい（確定）というよりは、PDCA をしっかりと回していく、定めた審査基準や運用フローを継続的により良いものにアップデートしていく姿勢だったり、その試みが大事だと考えているので、それもポイントとして挙げております。全体フローをご説明しますと、広告主さんがいて、それを我々、横浜スタジアムが事前審査をします。そこで出た課題などを潰しながら、第三者評価機関の方々に見ていただいて、それに対して意見や指示をいただくというところです。そのタイミングと合わせて横浜市さんにも共有するので、ご助言をいただくことを想定しています。そこで出た修正指示なりを広告主さんにお戻しして、（最終的に）承認が得られたものは放映できますよという形になると考えています。（対象が）かなりの数になると思うので、横浜市さんにも定期的に報告させていただいて、フィードバックもいただきます。そのなかで、基準をアップデートしていくということを随時していくことを考えております。また、第三者評価機関に関しては、ここに挙げているような方々を想定しておりますが、具体的な人選はこれからですので、また横浜市さんとご相談していく予定になっています。

先々のことに関しては次のページ（12 ページ）になっています。やはり（対象が）かなりの数になると想定しているので、よりスムーズに、効率的にフローを回すという点で、横浜市さんがオブザーバーではなくて、あくまでも（定期的に）報告させていただくところに移行することを考えております。ただし、基本的に全コンテンツを対象にするということと、審査基準は継続的にアップデートしていくということは変わらないと想定しています。

続いて、（審査を）どのような基準で実施していくかというところです（13 ページ）。デジタルサイネージの適切な運用・管理にあたって、下に記載しているような運用ルールを定める予定です。運用ルールは、「考え方」「基本ルール」と、今後策定する「個別ルール」の三本立てで構成したいと考えています。先ほど表でもお示ししたように、流れるコンテンツはシーンによって大きく変わると考えていますので、それぞれのルールを定める方が、より適切にコントロールできるという考え方からの三本立てです。今回お示ししているのは、考え方と基本ルールです。

考え方に関しては4つ設けています。（1つ目が）横浜関内の地域性を踏まえた地域の賑わいづくりに資するもの。周辺の大きな変化を踏まえた新しいチャレンジ、斬新なチャレンジも我々としては大事だと考えているので、2つ目に挙げております。3つ目は、やはりビル（民間施設）ではなくて横浜公園ですし、我々は横浜スタジアムの管理運営をさせていただいている立場でもありますので、公共施設に掲出されることを踏まえて、都市公園の景観形成を向上させるあるものということです。4つ目は、横浜という土地柄や歴史的なことも踏まえて、品格があり、かつ上品で魅力ある景観創出に寄与することということを考えております。

もうひとつが基本ルールで、こういうことはやってはいけないということ、例えば、ビジュアルに関しては目がチカチカするもの、情報過多なものですとか、そういうことを定めているものです。当然ながら、横浜市さんが定めている広告掲載要綱や広告掲載基準を遵守するということも含めたものになっています。繰り返しになりますけども、さらに細かい個別ルールを今後定めていくことを想定しております。

次が、設置の位置になります。タテ型（14ページ）は、これまでターポリンの装飾をしていたところになっています。ヨコ型（15ページ）に関しては、いろいろ検討したんですけども、見え方であったり、設計上の課題であったりを検証した結果、C案が最適であると考えております。C案は、（設置高さを）2階以下に収めるものとなっています。

続いて、周辺施設との連携（にも関係する部分）ですけれども、こちら（16ページ）は、BUNTAIの目の前から横浜スタジアムを見た場合になっています。ご覧のとおり、タテ型がよく見えるところなので、連携にとっても（タテ型は）非常に重要と考えております。次は、関内駅前の交差点からは、このような見え方にしています（17ページ）。小さくしすぎると賑わいの演出も難しいと考えまして、このサイズが適切であると考えている次第です。公園内からの視認性についても検証しております（18ページ）。仰角だったり、公園内に入った位置からの見え方や圧迫感を、同様のサイズ感のものを設置して検証し、このサイズ、この場所が適切であるということを関係者含めて確認しております。

次が面積の確認です（19・20ページ）。事務局から説明があったように、タテ型は基準を超えており、ヨコ型は遵守できているということを計算でご説明しています。

最後（21・22ページ）は、（既存の）案内も含めるというところのご説明になっております。

説明としては以上です。

（事務局）山田景観調整係長

以上を踏まえまして、再び事務局から、特例許可の対象として差し障りない理由について、1枚目（事務局資料）の裏面「2（2）理由」をご覧いただきながらご説明したいと思います。

まず、「ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由」についてです。先ほどの案件（審議事項イ（ア））と同じように、横浜市スポーツ推進計画に基づくということ、3社の包括連携協定ということも前提としてはおりますが、本件に関しましては、これに加えて、市庁舎移転後の関内駅周辺のまちづくりの方針に応える事業者様からのご提案として、他の施設整備と協調しながら、スポーツ等によるまちの新たな魅力づくりを目指して実施されるものであり、大規模なサイネージは、市民スポーツ施設である横浜スタジアムの盛り上がりですとか、賑わいをまちに広げる演出装置としておおいに活用されることが見込まれることから、設置には公益上の理由があると考えております。

次に、「イ 景観を阻害しないと認められる理由」につきましては、3点整理しております。

まず1点目が、横浜公園内のゾーニングをまちづくり部署の方から説明させていただきましたけれども、今回設置する場所は賑わいを誘導すべき場所に限ったものです。2つ目は、遠方から視認できるタテ型については、表示内容が基本的には演出的なものに限られておりまして、それを補完する文字情報をメインとするものですが第三者的広告はヨコ型。ヨコ型はですね、基本的に横浜公園内に入った人（だけ）に見える

ものです。タテ型とヨコ型の役割分担をしっかり考えていらっしゃるということを踏まえ、景観への影響を踏まえた表示方針であると考えています。そして3点目が、予定している表示内容が、イベント時と通常時でメリハリのついたものとなっていること。以上3点から、周辺の景観へ十分に配慮した計画となっており、特段景観を阻害するものではないと考えております。

最後に「ウ 映像装置に対する許可基準を超える規模が必要な理由」ですけれども、まず1点目として、今回「まちの演出」「まちのにぎわい形成」という大きなスケールのものを対象としておりますので、やはりこうした大規模な表示により遠方からの視認性が確保されることで、閑内駅周辺のまちと一体となった演出効果が期待できるということ。2点目に、表示内容をイベントに応じて変えることができますので、同じ位置に現在設置されているシート形式の広告物に比べて多様な演出が可能になること。以上のような理由から、映像装置に対する基準を超えた表示面積、設置高さを認めることは妥当であると考えております。

説明は以上になります。繰り返しになりますが、今回まずは設置の特例許可をしたいと思っておりますが、設置はしたが表示できないということはあまり想定できないので、現段階で考えている表示内容も含めてご審議いただいて、ご意見を頂戴したいと思っております。今後は、そういったご意見も踏まえて検討を進めてまいります。2年間くらいかけて進めていくことになりますので、ぜひこの段階で（ご意見を）頂戴したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(小泉会長)

ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いいたします。

(中谷委員)

中谷でございます。よろしくお願ひいたします。

まちの賑わいを考えていただいた企画だと思っています。ありがとうございます。いくつか質問があるのですが、まず、シーン別の3番になるんですかね、周辺施設・地域イベント（申請者資料7ページ）。（ここで対象となる）まちの定義や範囲は、どのようにお考えになっているのでしょうか。

(関係局) 都市整備局臨海部活性化推進課

我々としては、やはり主に閑内駅周辺のエリアと考えています。ですので、閑内駅周辺エリアではない、遠くのイベント情報を流すよりも、駅周辺の賑わいを創出していくという視点。どこからどこまでという明確な基準はないですけれども、閑内駅周辺をベースとして賑わい創出・活性化に資するもので進めていきたいと思っております。

(中谷委員)

そうすると、伊勢佐木町とか、吉田町とか、馬車道とか、閑内のセントラルのところとか、あるいは中華街とかですね。そのへんが中心になってくると考えてよろしいでしょうか。

(関係局) 都市整備局臨海部活性化推進課

そうですね。ですので、桜通りでやっているフード&ハイカラですとか、そういったものも対象になってくると思います。

(中谷委員)

ありがとうございます。それから、評価機関のところですね。ここは専門家の方が多いようですけれども、「まち」の人を入れる予定はございませんか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ご質問ありがとうございます。人数や具体的な人選は、今後横浜市さんと相談していくことを考えておりまして、今、この方にすると確定したわけではないというのが前提です。ただ、非常に数が多いので、参加

していただく方はそれなりに限定しないと、実際問題として回っていかないのではと考えているところではあります。

(中谷委員)

ありがとうございます。関内・関外地区活性化協議会という良い機関がございますので、そういうった方もいていただけだと、まちの賑わいにどうしたらいいかというアドバイスをいただけるのではないかと思ったので、ご質問させていただきました。それから、これは意見ですが、スタジアムの中に銅像がございますけど、共栄社の山口（宏）さんのおじいさまの山口久像さんとか、（建設時の）お金集めで苦労された鶴岡博士とかですね、スタジアムの建設に尽力された方を、通常時（の演出）でもいいので、何かしら取り上げていただけると嬉しいなと思っております。以上でございます。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

貴重なご意見ありがとうございます。我々も今回（演出の）コンテンツを考えるなかで（スタジアムの）歴史を紐解いていった時に、おっしゃる方々（の名前）も出てきました。我々もいろいろなコンテンツを作ってきておりますので、そのスキルを活かしながら、良いコンテンツを作りたいと思っております。

(小泉会長)

ありがとうございます。他にはご質問いかがでしょうか。

(田中委員)

説明者の方が代わったので、改めて自己紹介いたします。熱烈ベイスターズファンの田中です。

安全という面からご質問させていただきます。おそらく建築基準法上の工作物に該当するので、そのへんから安全ということは担保されると思います。ただ、大きいタテ型の面は静止画だけではなくて、動画も部分的には映すということですよね。（申請者資料）10 ページでは、タテ型については「原則静止画」で「一部モーション付」と。このモーションの具体例としては、6 ページにある、試合前の盛り上げで先発投手の投球とか、バッターがバットを振るといったものが見られると。だいたいこんな感じで見えるということは、交差点からどのように見えるかの写真が 17 ページにあるので分かります。それから、13 ページの3 条には「道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの」は掲出しないということが書いてあります。今申し上げたことを総合的に考えた時に、なぜ私が最初にベイスターズファンと申し上げたかと言うと、例えば、ナイターが始まって、大きいタテ型のところに選手の模様が映し出された時に、たまたま車を運転していて、そちらに注意が行ってしまって、交通事故を引き起こしかねないという、私の思い過ごしかもしれませんけれども、そんな危惧があるのです。例えば警察と、交通安全の面を協議されたことはあるのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ありがとうございます。こういうところも含めて、よりベイスターズを盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ご質問に関しては、正式な協議ではないですが、警察からご意見はいただいておりまして、基本的には、敷地内でもありますし、設置に関しては問題ないと回答をいただいているところです。

(田中委員)

警察の考えもよく分かりますけど、やはりこれだけ大きな画面というのは、ちょっと気になるところではあります。そのへんも、今後、課題として頭の隅に入れていただきたいと思います。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

すみません、1 点補足させていただきます。警察からも、強い光や音には注意してくれとアドバイスをいただいております。そのへんはしっかり配慮してコンテンツを作っていくたいと思っております。

(田中委員)

よろしくお願ひします。

(齋藤委員)

(神奈川県) 広告美術協会の齋藤と申します。私が聞きたかったことは、ほとんど田中先生から聞いていただいたんですけども、やはりタテ型のものは外から非常に目立って、大きな交差点にも面しています。静止画であれば今までのものとほぼ変わりないので、今まで脇見運転で事故が起きたということがなければ問題ないと思うんですけども、動きが出てくるとなると、やはり動きを見たくなったりして、車の運転手が注視する時間が長くなってしまうと思うんですよ。なので、田中先生がおっしゃるように、私も少し心配はあるんです。それで、コンテンツの案(10ページ)を見ると、動画ではなく「一部モーション付」という書き方になっているのは、要するに、動きが連続的にずっと続くようなものじゃなくて、何コマかですぐに終わるものということで、安全を配慮してこの書き方にされているのかなと思ったんですけども。これは安全面の配慮なのか、それとも、別の意味があるのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ご質問ありがとうございます。もちろん、大前提としては安全面です。もうひとつは、この場所は公園内でもあり、大規模な映像装置を付けるのは初めての試みですので、まずはスマートなスタートと言いますか、試行したいということで、今回は静止画に部分的にモーションをつけるということを考えているところです。

(内田委員)

ご説明ありがとうございます。私は経済ジャーナリストという立場ですから、経済を盛り上げていただきたいがたいですし、自由にやらせてあげたい派なんですね、いろいろと。御社のボールパーク構想であるとか、旧市庁舎(街区)の再開発との兼ね合いについて、私の個人的興味も含めてのご質問です。

確かに、ライブビューイングの構想があったと思うんですね。スポーツの躍動感とか喜びとか楽しみというのは動画でしか表せないと私は思っています。まさに今は動画の時代ですし、若い人はスマートフォンでもすべて動画で情報を得るということで、これからは動画の表現というものが当たり前になってくるだろうと思っています。ライブビューイングというのも、あらゆる国やスポーツの盛り上げとしてやってていますし、テニスの四大大会でも、中に入れない人がライブビューイングを求めて、そこで共有して大変な盛り上がりを見せるわけですね。そういうなかで今回の試みということで、いろいろな規制を乗り越えながら一生懸命やってらっしゃるとお察しするんですけども、ライブビューイングの構想とは、どんな兼ね合いになっていくのでしょうか。両方盛り上げていっていただきたいと思っているのですが、そこを教えていただければ。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ご質問ありがとうございます。関内駅の目の前の部分に、「THE LIVE」というライブビューイングアリーナができます。その2階部分にサイネージが付くことになっていまして、コンテンツがいろいろ放映されると聞いております。まちの連続性というところでは、「THE LIVE」で流れる映像やコンテンツの内容と連動した演出ができればいいなという話を、グループ会社ですので(「THE LIVE」を運営する横浜DeNAベイスターズと)会社間でしているところです。関内駅を降りた人が、そこ(「THE LIVE」)でも演出を目にしつつ、(スタジアムに向かう)横断歩道の方に移動してもまた同じような演出があるということになると、ウェルカム感のあるストーリー作りができるんじゃないかなと考えております。

(内田委員)

道路を挟んで、駅の方から連続性みたいなものができる、映像で盛り上げていくぞという、そういう一連の取組のひとつというイメージでよろしいですか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

まさにそのようなことができればと思っています。そのための下準備と言いますか、意見交換や体制作りを今後考えていきたいと思っております。

(内田委員)

大変期待しております。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

頑張ります。ありがとうございます。

(小泉会長)

他にはいかがでしょうか。

(泉委員)

泉と申します。よろしくお願ひいたします。

(申請者資料の) 10 ページについての質問です。23 時から 8 時は消灯ということで、最終時間が 23 時になつておまして、これはそれなりに遅い時間ではないかと思います。例えば、横浜市の(イベント広告物協議の) 協議基準ですと、原則 22 時までとなつていたかと思いますが、23 時(まで)と考えられている理由を教えていただければと思います。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ご質問ありがとうございます。表示時間に関しては、実際にイベントがあると、公園やスタジアムには夜遅くまで利用者の方がいらっしゃるという特性を踏まえると同時に、今は工事中ですけれども、隣の街区にビルが建ってくると、年間何百万人という方々が夜遅くまで来る環境に変わるということも踏まえて設定させていただいております。ただし、これも他のルールと同様に、すべてこれが正解とは思っておりません。そのための審査会でもありますので、ご意見をいただきながら、柔軟に対応していく必要があると考えております。

(泉委員)

ありがとうございます。すると、審査体制と審査基準というものを作り上げていって、そのなかで十分に検討したいということですね。そのあたりも非常に大事になってくるかと思います。音響に関する基準も、この審査基準に具体的に入ってくるイメージなのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

そこも含めて考える必要があると思っております。ただし、本当に環境が非常に変わってくるところでもありますので、具体的に数値で設けられるのかという問題はあります。周辺に来た方を不快にさせたいとは少しも思っておらず、どちらかと言うと盛り上げたいと思っていますので、適切なコントロールができる基準を設けていくことになるかなと思っております。今のご意見も、アドバイスとして反映させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(泉委員)

映像の話になりますけれども、タテ型とヨコ型では違う使い方をしますし、与える影響も違うことになるので、別の基準ということもありますし、シーン別に具体化するなかで基準に盛り込むのが良いかも知れません。そのあたりも意識しながら具体化していただけたらと感じました。それから、今の審査基準(13 ページ)には視覚的な部分の数値(基準)がありませんが、今後盛り込まれていくイメージなのでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

広告主にとって分かりやすいのは、具体例のような形でお示しすることかなと考えておりますて、例を挙げて、これくらい色が強いものはNGですとか、文字が非常に詰め込まれているサンプルを作つて、これはNGだけど、こういうのが理想だよね、という示し方をしたいなと思っています。横浜という土地柄も考えると、何がダメかというよりは、この方がより景観にとってふさわしい、魅力に繋がるという例を出す形で、コントロールというか、広告主さんと協議をして、良いものを出していきたいと考えております。ですので、数値だけに囚われず、こういうのが良い広告、良いコンテンツだというルールを作つていただきたいと考えております。

(泉委員)

ありがとうございます。確かにそうですね。つい心配して「いけないもの」という方向に考えが行きがちなんですけれど、こういった広告が望ましいというものを示すことは、非常に大事かなと思います。ただ、公園ですから、車だけではなく歩いている人の安全もあると思います。詰め込みすぎて、読んでしまって、歩いている人たちが目を奪われてしまうというところですね。これ以上は危険という最低限の基準はあると思いますので、そこはぜひ盛り込んでいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(小泉会長)

たくさんご意見が出ておりますが、今のやり取りのなかで、私も気になっていたことと関わりがあることがありましたので、私の方からも発言させてください。今回は、まず映像装置を設置する段階の審議ということではあるのですけれども、やはり先ほどからお話が出ているように、その後、その映像装置にどのようなソフトが投影されるかというのは非常に大事なことです。安全面もそうですし、資料でも謳われているように「横浜市民にとって、品格があり、かつ上質な魅力ある景観創出」をしながらイベントを伝え、盛り上げていくということを叶えていくための、ソフトの「質」と言うと少し大雑把な言い方ですけれども、それをどうやって担保していくのでしょうか。基本ルールでは、横浜の案件だけではなくて、屋外広告物を考える時に絶対守らなければいけない、とても大事なことが謳われているとは思うのですが、この後どのように質を担保していくのか。大きなイベントをされるようなところからは、新しいメディアを使っていろいろなアイデア、積極的な提案が出されるのではという楽しみがあるのですが、市民が主催されるイベントですか、身近な方たちが参加していく時に、この仕組みをどう活かしていくのかということですね。そういう方々を導いていけるようなアイデアが今の時点できましたら教えていただきたいです。

(事業者) 株式会社横浜スタジアム

ご質問ありがとうございます。まず前提として、どのような方が作ったコンテンツであっても、すべてのコンテンツをこの審査体制にかけるという想定です。個人の方が掲載されることはあまり想定できないですが、(仮に) そういうものであっても、審査のなかで、専門家やいろんな方々のご意見で、修正してください(とお願いし)、それに準拠できないものは申し訳ないですけど流せないというところで、全体的に担保するものかなと思っています。たくさんのものが流れてくるので、これがいい、これがダメということをすべて例示することは難しいと思っています。だからこそ、考え方だったり、我々の姿勢が大事だと思っています。横浜市さんに伴走していただくという意味で、(当初は) オブサーバーに入っていただく、(その後も) 定期報告は継続していくというところもありますので、審査会、横浜市さんへの報告という二段階でしっかりと担保していくのではないかと考えております。

(小泉会長)

最初のところで良い例がいろいろ出てくると、それに触発されて良いものが続くのかなとも想像しています。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。他にご質問がないようでしたら、本件については市の見解と同じく、条件を付したうえで許可の特例として扱うことが適当と判断することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは本件につきましては以上といたします。説明者の方はありがとうございました。

(説明者退室)

(小泉会長)

以上で横浜市より諮問のあった2つの案件の審議を終わります。これまでの決定に基づき、市長に答申を行う必要があります。案文の調整については会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、以上で審議事項は終了となります。

■報告事項ア 刑法の改正に伴う横浜市屋外広告物条例の改正について

(小泉会長)

続きまして、次第の（3）報告事項に移ります。まずは、ア「刑法の改正に伴う横浜市屋外広告物条例の改正」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 山田景観調整係長

それではご報告いたします。「報告事項ア」と記載された資料をご覧ください。こちらはすでに市会で議決されている案件でございますが、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布されまして、刑の種類のうち懲役と禁固がなくなって、これらに代えて「拘禁刑」というものが創設されました。屋外広告物条例でも、第54条に懲役という文言がございまして、こちらを拘禁刑に改めましたというご報告です。以上になります。

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの報告事項について、ご発言がありましたらお願ひいたします。

(特段の発言なし)

(小泉会長)

特にご質問がないようですので、次の報告事項に移ります。

■報告事項イ 令和6年度の啓発事業について

(小泉会長)

報告事項イ「令和6年度の啓発事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 山田景観調整係長

最後の資料をご覧ください。前回の審議会から半年が経ちましたので、その間に行った啓発事業についてご報告したいと思っております。

まず1点目が「安全点検まち歩き」でございます。募集までは前回ご報告したかと思うんですけれども、3つの商店街から手が挙がりまして、神奈川県広告美術協会の方々と一緒に10月と12月に実施しました。専門家による講義を最初に行いまして、看板の見方をご講義いただいたうえで、一緒に商店街を歩いて、こういったところは危ない、要注意ですねという話ををしていただくということを実施いたしました。

続きまして裏面です。こちらはチラシとメールでも周知させていただきましたけれども、「横浜サイン展」を実施いたしました。令和6年度は「屋外広告物から始まる街の魅力づくり」というテーマを掲げまして、これまで（のサイン展で）は都心臨海部のザ・横浜という看板のご紹介が多かったんですけども、もう少し真似しやすい事例を紹介したいと思いまして、郊外の事例なども取り上げました。例えば「シンプルに表現する」ですか、「アイコンを使う」ですか、そういったキーワードでポイント示したうえで「この看板はこういった工夫がありますよね」ということをご紹介することを試みました。2月8日から19日まで、市庁舎2階のプレゼンテーションスペースで行いました。アンケートは71件いただきしておりますが、概ね好意的なご意見が多かったです。「横浜のおしゃれな街並みはこういう広告のおしゃれさにも関係しているのかなと思った」ですか、「屋外広告物をめぐるMAPや各区のおすすめの広告があると楽しい」ですか、「店を出す人に見てもらうと良い」ですか。「もっといろんな看板を見たい」といったご意見も多く、「今後も継続してほしい」ですか、「もっと広報すべき」ですか、そういったご意見をいただいたところです。ご報告は以上です。

(小泉会長)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの報告事項について、ご発言がありましたらお願ひいたします。

(特段の発言なし)

(小泉会長)

やはり市役所のロビーで開催されると、覗かれていく方は多いのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

そうですね。どれだけの方が来場されたかは分からないのですが、（動線上）エスカレーターとエスカレーターの間にありまして、通行する方が多いところですので、横浜サイン展という看板がすっと目に入ったと思いますし、土日もアトリウムでイベントが開催されていまして、市民の方ですとか、観光で来られた方も低層部にはいらっしゃっているので、偶然目にしましたという方もいらして、そういった方々にもご興味を持っていただけたかなと思っております。

(小泉会長)

啓発や普及活動をしていくにはとても良いスペースが市役所にあるので、こういった活用をされているのはとても良いことだなと思いながら伺いました。

他にご発言はよろしいでしょうか。では、この報告事項は以上といたします。

■その他

(小泉会長)

続きまして、次第（4）その他ですが、事務局より何かござりますか。

(事務局) 立石景観調整課長

特にございません。

(小泉会長)

委員の皆様からは何かござりますか。

(中谷委員)

中谷でございます。

大型バスとかトラックとかで、音を出しながら、若い女性とか男性のアルバイトを紹介するという、以前から問題になっているものがありまして、東京都の方では、協会かなにかに依頼して、そこでノーと言われたものはダメというような仕組みにしたようなんですけども、横浜市ではそこらへんの規制の検討状況はいかがでございましょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

東京都さんには東京屋外広告協会があって、業界として表示内容について自主的な審査基準をお持ちです。横浜市では、そういうふたつ素地がないというところもありまして、なかなか難しいのが現状でございます。

(小泉会長)

横浜市の方では、そういうことはやはり問題、課題だというふうに内部では認識されているのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

こちらの件は九都県市（首脳会議）でも議題に挙がっていました、東京都さんの方で音頭を取られて、国にも要望を出しているところではあるんですが、東京都さん以外は自主審査みたいなものではなく、実情として難しいところがありまして、横浜市と同じような状況にあるというところです。

(中谷委員)

屋外広告をやってる人間からすると、一緒に見られてしまうのがすごく嫌だなというのがあるんで、何とかしていただきたいなと思います。

(事務局) 立石景観調整課長

参考になるか分からぬのですが、少し補足しますと、昨年6月に、東京都としては、都内を走行する車両は許可を取れという条例の内容になったということで、横浜の場合はそういう規定はありませんが、（東京都では）広告宣伝車として走る場合は、ちゃんと許可されているかということを見ております。以前は、ご指摘の車がよく走っていた状況にあったかと思いますが、九都県市（の取組）、それから東京都さんの条例の施行等がありまして、横浜市で調査してはおりませんけれども、肌感覚としては、最近、そういう車両の走行は減ってきているのかなと思っております。音の問題もありますので、そちらについては、もし基準を超えるような状況であれば、生活環境の保全等に関する条例等々で指導できるかなと思っております。そういう状況を見ながら、適宜対応していくものと考えております。

(小泉会長)

ありがとうございます。皆様から他には何かございますか。

（特段の発言なし）

(小泉会長)

ないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

皆様、大変熱心なご議論ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 立石景観調整課長

冒頭でもお知らせしておりますけれども、本日ご議論いただいた内容は、議事録を作成しまして、委員の皆様にご確認いただいた後、会長に最終的なご確認をいただきます。

次回の会議につきましては、4月23日水曜日午前10時30分からの開催となりますので、ご予定の方をよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。